

< 東部療育センター メールマガジン 2012年1月号 >

障害児（者）の方への情報提供を行い、生活支援を目指します。

発行 東京都立東部療育センター

<http://www.tobu-ryoiku.jp>

あけましておめでとうございます。皆様 どのようなお正月を過ごされましたか？  
昨年は震災、原発と障害児（者）の方やそのご家族にとっては、何かと心配や不安の多い  
1年だったかと思います。今年は皆様方にとって、穏やかな1年になることを祈っており  
ます。

今回のメールマガジンでは4月から施行が予定されている重症心身障害児（者）に関する法改正の情報をお届けします。

< 重症心身障害児（者）施設の法改正について >

医療ソーシャルワーカーより

2012年4月から重症心身障害児（者）施設に関する制度が入所、通所共に変更になります。これは、「障がい者制度改革本部等における検討結果を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が公布され、児童福祉法及び障害者自立支援法の一部改正が施行されるためです。大きく変更になるのは下記の点です。

## 1 重症心身障害児施設について

### (1) 施設の体系

入所に関しては、これまで障害種別ごとに施設が分かれていましたが、施設種別をなくして「障害児入所施設」に一元化されます。多くの重症心身障害児施設に関しては、このうちの医療の提供を行なう施設「医療型障害児入所施設」となる予定です。

## (2) 適用される法律

これまで重症心身障害児施設は18歳を超えていても延長利用が可能でしたが、今後は障害児施設の利用が原則として満18歳に達するまでとなります。

18歳以上の重症心身障害者は障害者自立支援法に基づく「障害福祉サービス(療養介護)」の対象となります。ただし、「障害児施設と障害者施設の併設」や「利用定員を児・者で区分しない」等の特例的な扱いが認められるため、現在重症心身障害児施設を利用されている多くの方は継続して施設利用ができる見込みです。

## (3) 実施主体の移行

18歳以上の方に関する障害福祉サービスの実施主体は、これまでの都道府県から区市町村に移行します。18歳未満の方に関する実施主体は都道府県で変更はありません。

## (4) 利用手続き

(3)の実施主体の変更に伴い、現在重症心身障害児施設に入所されている18歳以上の方が、4月以降も引き続き施設を利用するには、担当の区市町村への利用申請が必要になります。利用申請後、区市町村で利用者の障害程度区分の認定及び施設利用のための受給者証の発行を行う予定です。

18歳未満の方については、特に手続きの必要はありません。

## 2 重症心身障害児(者)通園について

### (1) 事業の法制化

重症心身障害児(者)通所事業は今まで法律には基づかない国庫補助事業として行なわれてきましたが、4月以降は18歳以上は障害者自立支援法、18歳未満は児童福祉法に規定される事業になります。

### (2) 施設の体系

今回の改正に伴い、18歳未満の利用者は児童福祉法に規定する「児童発達支援」の対象となります。その中で人員、設備等の基準により、「児童発達支援事業」、「児童発達支援センター」、「医療型児童発達支援センター」に移行する事になります。

18歳以上の方は、障害者自立支援法に基づく「障害福祉サービス」の対象となります。都内の施設では多くの施設が「生活介護」に移行する予定です。

### (3) 実施主体の移行と手続き

これまで、東京都では重症心身障害児(者)通所施設の利用申請は児童相談所が窓口となり、東京都が行ってきました。4月からは、この窓口が区市町村となり、区市町村が給

付決定（利用のための受給者証の発行）を行います。

そのため、現在通所事業を利用されている方も4月以降引き続き通所を利用する場合には、4月1日までに改めて区市町村に利用申請をする必要があります。

今回のメールマガジンいかがでしたか？

今回の制度改正は重症心身障害児（者）の方にとっても大きな変更になります。

現在、施設を利用されている方は区市町村や施設からの連絡に注意して、もれなく手続きをして下さい。

今回ご紹介した以外にも介護職により痰の吸引等も業務として実施できるようになる等地域で生活される重症心身障害児（者）の方にとっては朗報もあります。

個人情報保護方針：<http://www.tobu-ryoiku.jp/privacypolicy.html>

問い合わせ先：<http://www.tobu-ryoiku.jp/inquiry.html>

〒136-0075 東京都江東区新砂3-3-25

配信ご不要の方は、下記 URL にアクセスして下さい。

<http://www.tobu-ryoiku.jp/info/mailmagazine.html>